

第四章 登録基本財産

左記土地は明理川所有を既に柳森神社に寄附し尙村田惣助名義を當該官廳の許可を得て一切舉て柳森神社尙外壹筆は一色耕平より大阪住友合資會社に依頼の上買収した。而して大正十五年七月廿八日付申請同年八月二十日愛媛縣廳神社財産臺帳に登録濟のもの左記の通り

柳森神社所有地

大字	字	地番	地目	反	別地	價	地主	摘要	
明理川	五反地	一四五、ノ一	宅	六八坪六	二七、四四〇	〇	柳森神社	明理川所有ヲ部落協議ノ上寄附	
〃	〃	一四五、ノ二	墓	〇二二	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	二二二、	宅	七一坪	一九、八八〇	〃	〃	〃	
〃	櫛引	三三三、ノ二	田	五二五	一六、九四〇	〃	〃	〃	
〃	〃	三三五、ノ一	田	一一五	四、六二〇	〃	〃	〃	
〃	〃	三九二、ノ一	田	二〇〇	四、七〇〇	〃	〃	〃	
〃	五反地	二二九、	田	七二五	二〇、五〇〇	〃	〃	大正十二年一色耕平幹旋ニヨリ住友合資會社ヨリ買収	
〃	〃	一四四、	宅	二五坪 ^七 二	一〇、二八〇	〃	〃	明理川所有ヲ部落協議ノ上寄附	
〃	天皇	七五、	田	四一八	一〇、八〇〇	〃	〃	正 村田惣助名義ヲ許可ノ上更	
〃	〃	七六、ノ一	田	五一五	一二、九一〇	〃	〃	〃	
〃	五反地	二二〇、	田	二二五	六、六五〇	〃	〃	〃	
〃	天皇	七六、ノ二	宅	九坪	二、七〇〇	〃	〃	〃	
〃	櫛引	三三四、	池	〇二五	〃	〃	〃	明理川所有ヲ部落協議ノ上寄附	
〃	〃	三九三、	池	五〇六	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	三三五、ノ二	田	七〇四	二一、九六〇	〃	〃	昭和二年三月四日石原清造ヨリ買収	
〃	五反地	二二二、	田	七〇〇	一九、四二〇	〃	〃	〃	
計									
墓地	〇二二								
池	六〇一								
宅	一七四坪三二	六〇、三〇〇							
田	四、三二七	一一八、五〇〇							